

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 7. 7

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

「公職選挙法」で定義する選挙運動とは？

- ◎ “選挙運動”とは自身が当選するためのまたは他の人を当選させるためのすべての行為と、他の人を落とすためのすべての行為を言います。

選挙運動とは当選したり、当選するようにしたり、当選しないようにするための行為を言います(公職選挙法第58条第1項)。すなわち、特定候補者の当選または得票や落選のために必要で有利なすべての行為で、当選または落選を図る目的意思が客観的に認めることができる能動的・計画的行為を言います。

☞ 選挙運動は候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日まですることができる

※ 選挙運動と認定しない行為

▶ 選挙に関する単純な意見陳述および意思表示

頼母子講・喪中の家などで選挙に関する話が持ち上がった時、その話題に割り込んで“人柄や経歴でみると、〇〇になったら良いよ、☆☆は落ちたほうが.....”等の話

▶ 政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見陳述および意思表示

政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見を記者会見を通じて外部に公表したり自身のインターネット ホームページに掲示する行為

▶ 通常的な政党活動

政治的主張と政策推進および国民の政治的意思形成のための政治活動、政党の党勢拡張のための正常な活動、政策の補給・宣伝のための活動

在外選挙ホームページ オープン案内

中央選挙管理委員会は在外国民の在外選挙関連情報の関心を高めるために

2010.7.7.在外選挙ホームページをオープン(<http://ok.nec.go.kr/>)しました。

大いなる関心と参加をお願いします。

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています